

水力発電所における法令手続き不備に関する
調査報告書

平成 18 年 12 月 20 日

東京電力株式会社

目 次

1	調査の目的、体制及び方法	1
1.1	調査の目的	1
1.2	調査の体制	1
1.3	調査の方法	2
2	原因の分析	3
2.1	無許可改築等の実態からの分析.....	3
2.2	申請業務の流れからの分析.....	9
2.3	分析に基づく発生原因の特定.....	10
3	再発防止策	13

1 調査の目的、体制及び方法

1.1 調査の目的

- ・河川法上の申請に関する不備問題について、申請が適切に行われなかった原因を明らかにし、再発防止を図ること。
- ・上記内容を、国土交通省関東地方整備局長（平成 18 年 12 月 6 日付・国関整水第 266 号）ならびに北陸地方整備局長（平成 18 年 12 月 7 日付・国北整水第 119 号）からの報告徴収命令に係る当社の報告として、両局長に提出すること。

平成 18 年 12 月 6 日、7 日付報告徴収命令においては、以下の内容を報告することとされている。

【関東地方整備局】

日光第二発電所外 23 件（発電所）に係る無許可改築等の発生原因
当社としての再発防止策

【北陸地方整備局】

土村第三発電所外 14 件（発電所）に係る無許可改築等の発生原因
当社としての再発防止策

1.2 調査の体制

- ・当社は、水力発電所の法令手続き等に関する複数の不適切事例（本年 11 月 21 日公表）に対応するため、社長を委員長とするリスク管理委員会（常設）の下に「水力発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録適正化対策部会」を本年 11 月 24 日に発足させた。
本年 11 月 30 日、火力および原子力発電設備についても対応を行うため、対策部会の名称を「発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策部会」に変更した。
- ・本件に関する調査、検討および報告書のとりまとめは同対策部会において行った。

発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策部会

部会長	：取締役副社長	築館 勝利
副部会長	：取締役副社長	林 喬
	：取締役副社長	早瀬 佑一
	：取締役副社長	清水 正孝
	：常務取締役	武黒 一郎
	：常務取締役	中村 秋夫
	：常務取締役	猪野 博行
メンバー	：執行役員用地部長	船津 睦夫
	：執行役員品質・安全監査部長	市東 利一

： 執行役員企画部長	西澤 俊夫
： 執行役員総務部長	工藤 健二
： 技術部長	高橋 明
： 広報部長	石崎 芳行
： 関連事業部長	志村 邦彦
： 工務部長	武部 俊郎
： 火力部長	相澤 善吾
： 建設部長	前原 雅幸
： 原子力運営管理部長	小森 明生
： 原子力品質監査部長	手島 康博

アドバイザー：弁護士：

岩淵 正紀 氏

(平成 18 年 11 月 30 日現在)

- ・ なお、同対策部会の下に、総務部門、監査部門、設備部門の社員からなる検討会を置き、詳細な調査をすすめるとともに、本報告に係る調査および記述内容等の全般的な妥当性について、熊谷明彦弁護士の助言を受けながら、結果をとりまとめ、同対策部会に報告を行った。

1.3 調査の方法

(1) 申請不備事例の抽出の経緯

- ・ 平成 13 年 7 月、他電力会社において、水利権期間更新の協議過程で、過去の提出書類と現地状況の相違から、河川法の許可の申請を行わずに排砂ゲートを取り替えていた事実が判明した。
- ・ 平成 15 年 12 月、電気事業連合会を通じて上記情報を入手し、自主的に調査を開始した。
- ・ 調査方法としては、河川法の申請をしている最新の図面と現存設備について比較を行い、何らかの違いが確認された場合、河川法上必要な申請が行われていたかについて当社内部で確認できる範囲の設計図書ならびに申請図書等により確認した。
- ・ 平成 17 年 4 月現在で調査結果をとりまとめ、その調査結果について、国土交通省の指導のもと、内容の精査を行った結果、39 発電所 83 件の事例が抽出された(平成 18 年 11 月 21 日プレス発表)。

(2) 原因分析の方法及び再発防止策の検討・策定

- ・ 上記により抽出された無許可改築等の実態につき分類・整理を行った。
- ・ 工事実施箇所の責任者等へのヒアリングを実施し、無許可改築等が行われた背景や理由についてとりまとめた。
- ・ 申請に至る業務フローを整理し、上記ヒアリング結果等を参考にして問題点の抽出を行った。
- ・ 上記を受けて、申請が適切に行われなかった原因を明らかにし、再発防止策について検討・策定を行った。

2 原因の分析

2.1 無許可改築等の実態からの分析

(1) 無許可改築等の整理

- ・ 水力発電所の主要工作物は表-1のように分類される。
- ・ 今回の調査対象となる無許可改築等に該当する発電所は39箇所である(表-2参照)。河川区域・河川保全区域の別、表-1に設備分類別、対象補修工事内容別の観点を加えて整理したものが表-3である。表-3のデータを整理した表-4、図-1および各事例の設備図面や写真等からは、次のような傾向が認められた。
- ・ 無許可改築等が行われた工事としては、河川区域における工事が多い(表-4)。
- ・ 設備別では、ゲートの変更が45件で全体の54%を占めている(図-1)。
- ・ 県別では長野、山梨の2県で76%を占めている(図-1)。
- ・ ゲート設備については、スライド式への型式変更、木製から鋼製への仕様変更によるものがほとんどである。
- ・ 水路設備について、水路の巨長や断面の寸法等記載事項と現存設備の相違が10件あり、これらについては、古い年代の設備における変更の経緯が確認できなかった。
- ・ 護岸については、被災復旧のための根固め工がほとんどである。
- ・ 取水設備についても被災復旧のための取水口の形状変更が多い。
- ・ ダムの形状変更によるものは山梨が3件であり、そのうち1件は排砂路のための削孔を施した^{かみくりさわがわ}上来沢川ダムである。

表-1 主要工作物ならびに主要工作物を構成する設備分類

主要工作物	主要工作物を構成する設備
取水ダム設備	取水ダム(えん堤)本体
取水設備	取水口
ゲート設備	洪水吐ゲート、制水ゲート、排砂ゲート、余水ゲート、スクリーン、巻上機
水路設備	開渠、暗渠、トンネル、水路橋、水路管、排砂路、余水路、サイフォン、沈砂池、排砂路、余水路
護岸	護岸、護床、根固め

表でいう「主要工作物」および「主要工作物を構成する設備」は、電気事業法における電気関係報告規則で定める水力発電所の「主要電気工作物」ならびに「主設備」を参考として、本報告の分析の便宜上、定義したもの

表-2 無許可改築等に該当する水力発電所一覧

No	発電所名	出力 (kW)	水系	所在都県名	完成年	対象補修工事内容
1	にっこうだいに 日光第二	1,400	利根川	栃木県	1893	ゲートの取替え 等
2	とろの だいにいち 所野第一	4,200	利根川	栃木県	1897	取水口補修
3	かみくや 上久屋	19,000	利根川	群馬県	1925	被災対応 (魚道) 等
4	こまつ 小松	13,300	利根川	群馬県	1922	被災対応 (護岸工)
5	かざね 鹿沢	5,600	利根川	群馬県	1926	ゲートの取替え
6	いわもと 岩本	28,400	利根川	群馬県	1949	被災対応 (護床工)
7	いまい 今井	7,900	利根川	群馬県	1925	被災対応 (護床工)
8	ちどり 千鳥	2,200	利根川	群馬県	1927	被災対応 (根固工)
9	はこしま 箱島	24,800	利根川	群馬県	1951	被災対応 (護床工)
10	ふせだ 伏田	13,000	利根川	群馬県	1926	被災対応 (護岸工)
11	かねがふち 鐘ヶ淵	2,600	相模川	山梨県	1922	ゲートの取替え
12	しどめ 鹿留	18,400	相模川	山梨県	1914	ゲートの取替え
13	やむら 谷村	14,700	相模川	山梨県	1920	ゲートの取替え
14	こまはし 駒橋	21,200	相模川	山梨県	1907	被災対応 (取水口) 等
15	やつ ハツ沢	42,000	相模川	山梨県	1912	ゲートの取替え 等
16	かしお 柏尾	2,400	富士川	山梨県	1923	ゲートの取替え
17	たしろ がわだいにいち 田代川第一	17,400	大井川	山梨県	1927	ゲートの取替え
18	はやがわだいにさん 早川第三	27,100	富士川	山梨県	1926	被災対応 (取水口) 等
19	はやがわだいにいち 早川第一	51,200	大井川	山梨県	1923	えん堤補修 等
20	あしがわだいに 芦川第二	380	富士川	山梨県	1906	ゲートの取替え
21	みたけ 御岳	3,800	富士川	山梨県	1927	ゲートの取替え
22	こむ がわだいにさん 小武川第三	2,200	富士川	山梨県	1927	堤体改修
23	かまなしがわだいにいち 釜無川第一	5,800	富士川	山梨県	1926	ゲートの取替え
24	かまなしがわだいに 釜無川第二	6,200	富士川	山梨県	1926	水路橋改修
25	きりあけ 切明	20,000	信濃川	長野県	1955	ゲートの取替え
26	なかつがわ だいにいち 中津川第一	126,000	信濃川	新潟県	1924	ゲートの取替え
27	きよつがわ 清津川	16,000	信濃川	新潟県	1958	ゲート巻上機の取替え 等
28	ゆざわ 湯沢	15,600	信濃川	新潟県	1923	ゲートの取替え
29	いしうち 石打	5,600	信濃川	新潟県	1926	ゲートの取替え
30	りゅうしま 竜島	32,000	信濃川	長野県	1969	放流管補修
31	まえがわ 前川	2,000	信濃川	長野県	1927	ゲートの取替え
32	たかせ がわだいにいち 高瀬川第一	3,300	信濃川	長野県	1922	ゲートの取替え 等
33	おおしろがわ 大白川	3,100	信濃川	長野県	1925	被災対応 (護床工) 等
34	しまほらだに 島々谷	2,700	信濃川	長野県	1938	ゲート巻上機の取替え 等
35	みのわ 箕輪	5,100	信濃川	長野県	1921	予備放水路補修 等
36	どむらだいにいち 土村第一	6,600	信濃川	長野県	1919	ゲートの取替え 等
37	どむらだいに 土村第二	2,100	信濃川	長野県	1919	予備放水路補修
38	どむらだいにさん 土村第三	1,050	信濃川	長野県	1921	堤体嵩上げ 等
39	こもろ 小諸	16,200	信濃川	長野県	1927	ゲートの取替え 等

表-3 申請不備発電所および対象工事件名一覧

No	河川管理者	発電所名	出力 (kW)	水系	所在都県名	完成年	工事实施年	区域		設備分類	対象補修工事内容				
								河川区域	保全区域						
1	関東地方整備局	ひこうだいに 日光第二	1,400	利根川	栃木県	1893	不明			取水ダム設備	嵩上げ				
2							1986			取水設備	取水口改修				
3							1986			ゲート設備	ゲートの取替え				
4		とろのたにいち 所野第一	4,200	利根川	群馬県	1897	1978			取水設備	取水口改修				
5		かみや 上久屋	19,000	利根川		1925	1984				ゲート設備	ゲートの取替え			
6							1983			水路設備	被災対応 (魚道)				
7		こまつ 小松	13,300	利根川		1922	不明				護岸	被災対応 (護岸工)			
8		かぎ 鹿沢	5,600	利根川		1926	1991				ゲート設備	ゲートの取替え			
9		いね 岩本	28,400	利根川		1949	不明				護岸	被災対応 (護床工)			
10		いまい 今井	7,900	利根川		1925	1984				護岸	被災対応 (護床工)			
11		ちどり 千鳥	2,200	利根川		1927	不明				護岸	被災対応 (根固工)			
12		はな 箱蓋	24,800	利根川		1951	1983				護岸	被災対応 (護床工)			
13		ふせだ 伏田	13,000	利根川		1926	不明				護岸	被災対応 (護岸工)			
14		かねがらみ 鐘ヶ淵	2,600	相模川		山梨県	1922	1991				ゲート設備	ゲートの取替え		
15								1995			ゲート設備	ゲートの取替え			
16								1995			ゲート設備	ゲートの取替え			
17							ししめ 鹿留	18,400	相模川	1914	1993				ゲート設備
18					1993								ゲート設備	ゲートの取替え	
19					やむら 谷村		14,700	相模川	1920	1986				ゲート設備	ゲートの取替え
20					こまほし 駒橋		21,200	相模川	1907	1994				取水設備	被災対応 (取水口)
21					やつ 八ツ沢		42,000	相模川	1912	不明				水路設備	水路改修
22										1999			ゲート設備	ゲートの取替え	
23					かしお 柏尾		2,400	富士川	1923	1976				ゲート設備	ゲートの取替え
24		1978				ゲート設備				ゲートの取替え					
25		たしろ、がわだいち 田代川第一	17,400	大井川	1927	1985				ゲート設備	ゲートの取替え				
26		はきがわいさん 早川第三	27,100	富士川	1926	1985・1986				取水ダム設備	被災対応 (取水ダム・取水口) 池				
27						不明			護岸	根固工 護岸工					
28		はきがわいさん 早川第一	51,200	大井川	1923	2001				ゲート設備	ゲートの取替え				
29						2001			ゲート設備	ゲートの取替え					
30						不明			ゲート設備	ゲートの取替え					
31						1996			取水ダム設備	えん堤補修					
32						不明			取水設備	取水方法変更					
33						不明			護岸	根固工					
34		あしがわいに 芦川第二	380	富士川	1906	1995				ゲート設備	ゲートの取替え				
35		みたけ 御岳	3,800	富士川	1927	1991				ゲート設備	ゲートの取替え				
36		こも、かわだいち 小武川第三	2,200	富士川	1927	1997				取水ダム設備	堤体改修				
37		かまなしがわいさん 釜無川第一	5,800	富士川	1926	1999				ゲート設備	ゲートの取替え				
38						1996			ゲート設備	ゲートの取替え					
39		かまなしがわいさん 釜無川第二	6,200	富士川	1926	1999				水路設備	水路橋改修				

No	河川管理者	発電所名	出力 (kW)	水系	所在都県名	完成年	工事实施年	区域		設備分類	対象補修工事内容	
								河川区域	保全区域			
40	北陸地方整備局	きりあけ 切明	20,000	信濃川	長野県	1955	1999			ゲート設備	ゲートの取替え	
41		なかつがわ 中津川第一	126,000	信濃川	新潟県	1924	1986			ゲート設備	ゲートの取替え	
42							1987			ゲート設備	ゲートの取替え	
43							1987			ゲート設備	ゲートの取替え	
44							1995			ゲート設備	ゲート巻上機の取替え	
45		きよつがわ 清津川	16,000	信濃川		1958	不明			水路設備	水路改修	
46		ゆざわ 湯沢	15,600	信濃川		1923	1990			ゲート設備	ゲートの取替え	
47		いしぢ 石打	5,600	信濃川		1926	1976			ゲート設備	ゲートの取替え	
48		りゅうま 竜島	32,000	信濃川	長野県	1969	不明			水路設備	放流管補修	
49		まえがわ 前川	2,000	信濃川		1927	1987				ゲート設備	ゲートの取替え
50							1969			ゲート設備	ゲートの取替え	
51		たかきせ 高瀬川第一	3,300	信濃川		1922	1979				ゲート	ゲートの取替え
52							1984			ゲート	ゲートの取替え ゲート巻上機の取替え	
53							1992			ゲート	ゲートの取替え	
54							不明			流路	水路改修	
55		おおしろがわ 大白川	3,100	信濃川		1925	1978頃				護岸	被災対応 (護床工)
56							1983			その他	排砂路改修	
57		しばしよ 島々谷	2,700	信濃川		1938	2001				ゲート	ゲートの取替え
58							2001			ゲート	ゲート巻上機の取替え	
59							2001			ゲート	ゲート巻上機の取替え	
60		みのわ 箕輪	5,100	信濃川		1921	不明				その他	排砂路改修
61							不明			流路	予備放水路補修	
62					不明				ゲート	予備放水口補修		
63		とむらだいに 土村第一	6,600	信濃川	1919	1980				ゲート	ゲートの取替え	
64						1995			ゲート	ゲートの取替え		
65						不明			取水ダム	嵩上げ		
66						1997			ゲート	ゲートの取替え		
67						不明			流路	予備放水路補修		
68						不明			流路	予備放水路補修		
69						不明			流路	取水口改修他		
70		とむらだいに 土村第二	2,100	信濃川	1919	不明			流路	予備放水路		
71		とむらだいに 土村第三	1,050	信濃川	1921	不明				取水設備	取水口改修	
72						1987			ゲート	ゲートの取替え		
73	1987							ゲート	ゲートの取替え			
74	不明							流路	水路補修			
75	不明							その他	沈砂池改修			
76	不明							流路	水路補修他			
77	1985							ゲート	ゲートの取替え			
78	1980							その他	余水路改修			
79	不明							流路	水路補修			
80	不明							取水ダム	嵩上げ			
81	こころ 小諸	16,200	信濃川	1927	1998				ゲート	ゲートの取替え		
82					2004			ゲート	ゲートの取替え			
83					1990			ゲート	ゲートの取替え			

表-4 申請区分と申請手続き不備件名数

区 域	申請区分	件 数
河川区域	許 可 <法 26 条>	7 0 (9)
河川保全区域	許 可 <法 55 条>	2 2 (9)
合 計		8 3 (9)

() 内は、河川区域と河川保全区域の両方に該当する件数の再掲

(件数)

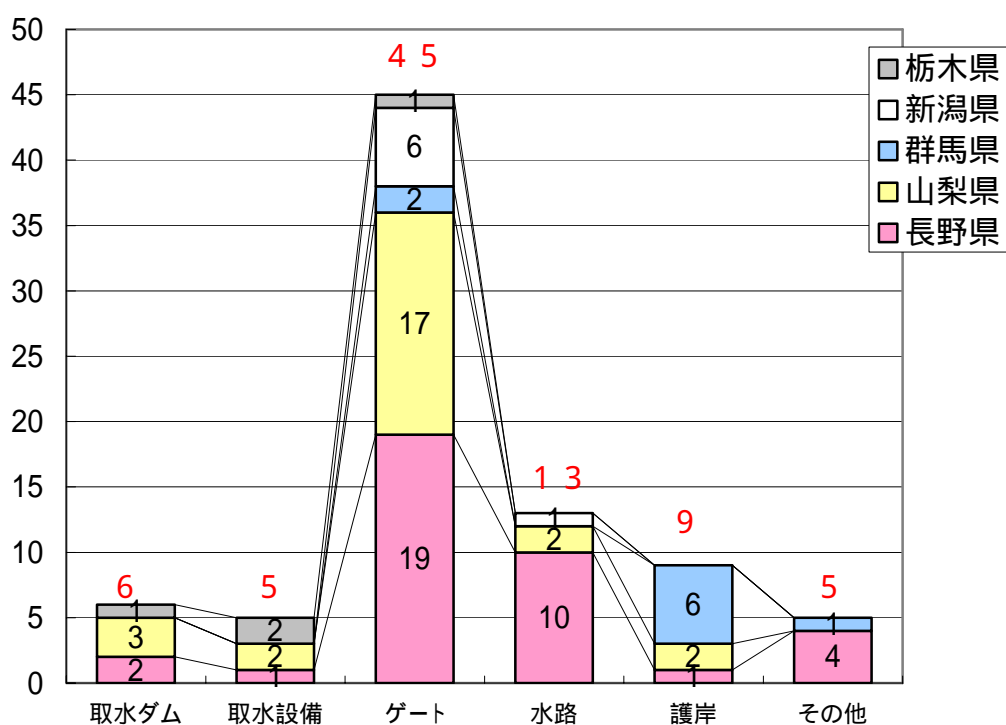


図-1 所在県別主要設備別の申請手続き不備件数 (全数 83 件)

取水ダム：嵩上げ、えん堤改造など

取水設備：取水口改修、取水方法変更など

ゲート：ゲート取替え（木製 鋼製、角落し 起伏堰）巻上機取替えなど

水路：水路橋改修、放水路補修（補強、巻き直し）排砂路改修など

護岸：護床工、根固工、護岸工など

(2) 問題点の抽出

上記で導き出された傾向に加え、工事実施箇所ならびに申請実施箇所の責任者等へのヒアリング等の結果から、以下のような問題点が抽出された。

【工事実施箇所における問題点】

- ・新設および大規模な改修工事を除いた簡易な工事の場合、軽微なため申請を避けたいと考えていた。
- ・河川内設備の改築申請となると、別途設計や対策工事が必要となる場合があり、業務が煩雑化するため、申請を避けたいと考えていた。
- ・ゲートの型式や材質の変更は、軽易な変更であり、申請が不要と考えていた。
- ・工事を行う際には、前回行った同規模工事において申請しているか否かを確認して、申請が行われていない場合申請しない傾向にあるなど、工事実施箇所においては過去の誤った考え方が継承されていた。
- ・護岸、取水設備の変更は被災復旧対応の場合が多く、申請を失念した。
- ・ダムの嵩上げについては、ダムの安定度に関わる変更であることの認識がなかった。
- ・排砂ゲートの改造をダム本体ではなく部分的な改造工事と考え、申請が不要と考えていた。

【申請実施箇所における問題点】

- ・申請実施箇所は、すべての工事件名について把握しているわけではないため、工事実施箇所からの情報提供待ちの状態になっていた。
- ・工事実施箇所と申請実施箇所との間で申請に関するルールなど情報の共有化が図れていない。
- ・工事実施箇所は、コストダウンや工期優先と考えており、申請に対する認識が不足していた。

2.2 申請業務の流れからの分析

- ・ 申請漏れが業務工程のどこで発生するのかを明らかにするために、河川法に関する申請業務の流れについて、整理を行った（表-5）。

さらに、工事実施箇所の責任者等へのヒアリング等の結果を踏まえて、表-5の各段階における申請手続き上の問題点の抽出を行った。

工作物の実態把握および予算計画の策定

- ・ 工作物の巡視・点検ならびに現場調査に基づき、工作物の劣化状態や健全度等について把握する。
- ・ 上記に基づき、新築・改築・除却工事に関わる工事計画および予算計画を策定する。

申請の要否判定

- ・ 予算化された工事件名に対して許可申請が必要となる件名および判断が困難な件名を工事実施箇所において抽出する。抽出の方法については、工事担当者が関連法令に照らして申請の要否について確認する。
- ・ 許可申請が必要と考えられる件名に対して、工事実施箇所内で官庁申請の要否について判定を行う。

【問題点】

- ・ 工事実施箇所は、工期やコストダウンならびに予算消化等の観点から出来るだけ申請しなくてすむように都合の良い解釈をしていた。
- ・ 工事実施箇所は、申請が必要と認識しつつ許可を得るために時間がかかるなどの理由から申請不要の判断をしていた。
- ・ 河川法および関連法令を習得するための仕組みがなく、工事実施箇所まで河川法に対する認識が浸透していない。
- ・ 申請の要否判定に関する明確なルールが無いため、類似工事や過去の申請実績に基づく要否判定となっている。
- ・ 水力発電設備に係る申請・報告には、河川法に基づくものと水利使用規則に基づくものがあるなかで、両者の違いを認識せず、その適用範囲を同じものと解釈していた。
- ・ 工事実施箇所の責任者等が、許可申請の必要性を経験により判断しているものが多い。

事前調整

- ・工事実施箇所による申請の要否判定で申請が必要と認められた件名について、必要により申請実施箇所とともに、河川管理者に申請の要否に関する事前調整を行う。

【問題点】

- ・河川区域を最新の河川区域図で確認していないため、河川区域が変更となっても気づかずに、工事実施箇所が河川区域内に該当しないものと判断している。
- ・申請実施箇所は、工事実施箇所からの依頼に基づき対応をしており、予算化された工事件名の情報が共有されておらず、工事実施箇所の判断のみで申請の要否判断をしている。

工事設計

- ・工事設計に必要な基礎資料の整理を行うとともに、準拠法令や基準等を遵守して設計を実施する。

申請手続き

- ・工事実施箇所が申請に必要な書類を作成し、申請実施箇所が申請を行う。

工事関係手続き

- ・工事実施に関わる積算等の承認手続きならびに工事を行う。

【問題点】

- ・災害復旧工事などの場合、申請のリードタイムがないとともに、申請方法がルール化されていないため申請を失念してしまう。

完成検査

- ・工事完了後、河川管理者が完成検査を実施し、申請どおりの工作物となっているか等について確認する。

2.3 分析に基づく発生原因の特定

- ・上記の分析により抽出した問題点を整理すると、表-6 のようになり、無許可改築等が発生した原因は以下の3点に集約される。

申請の要否、内容についてチェックする仕組みがなく、工事実施箇所が都合の良い解釈をしていたこと。

工事実施箇所において河川法の知識を十分理解せずに業務を遂行していたこと。

河川管理者に対して申請の要否について確認を怠ったこと。

表-5 河川法申請業務の流れ

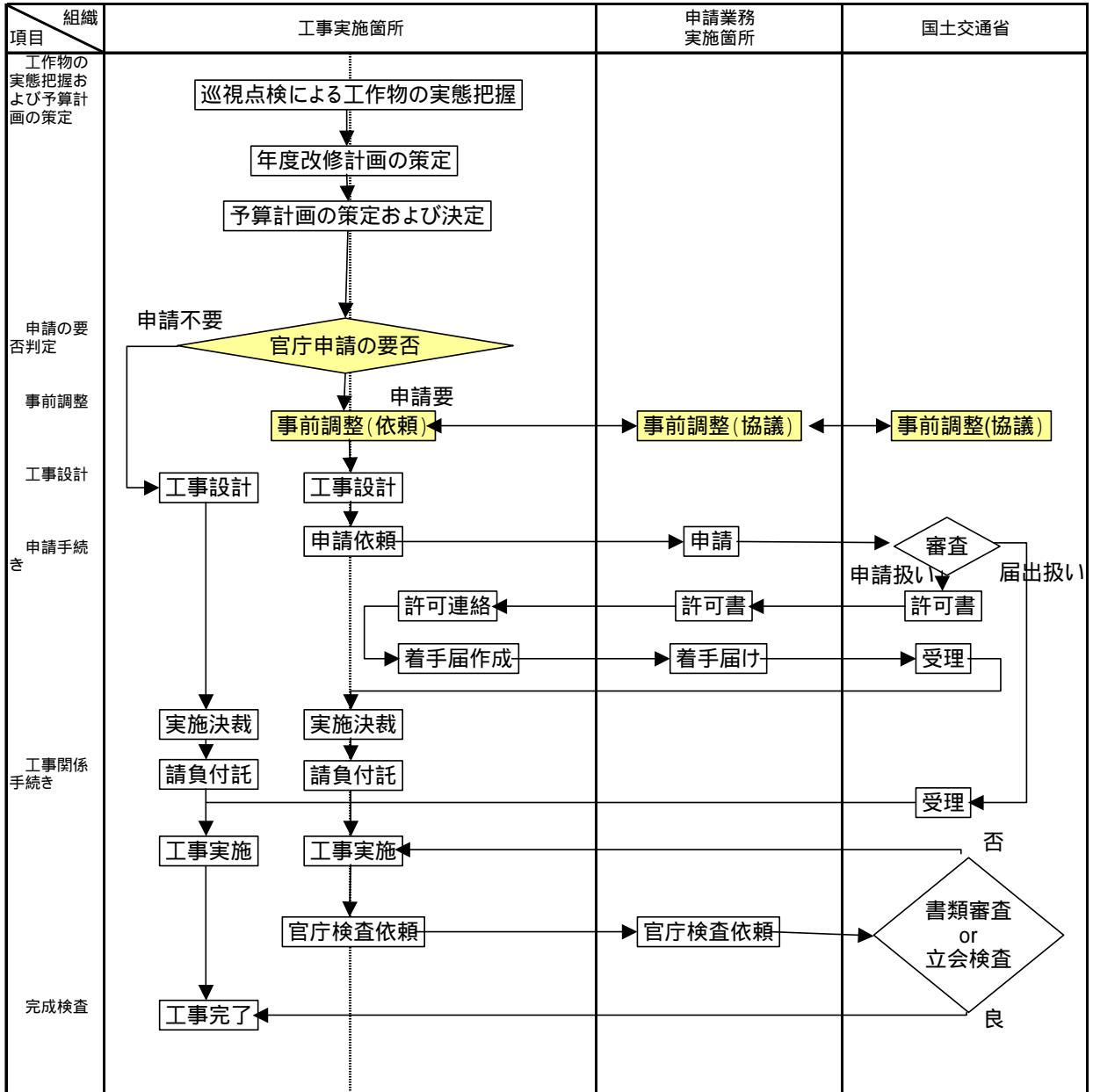
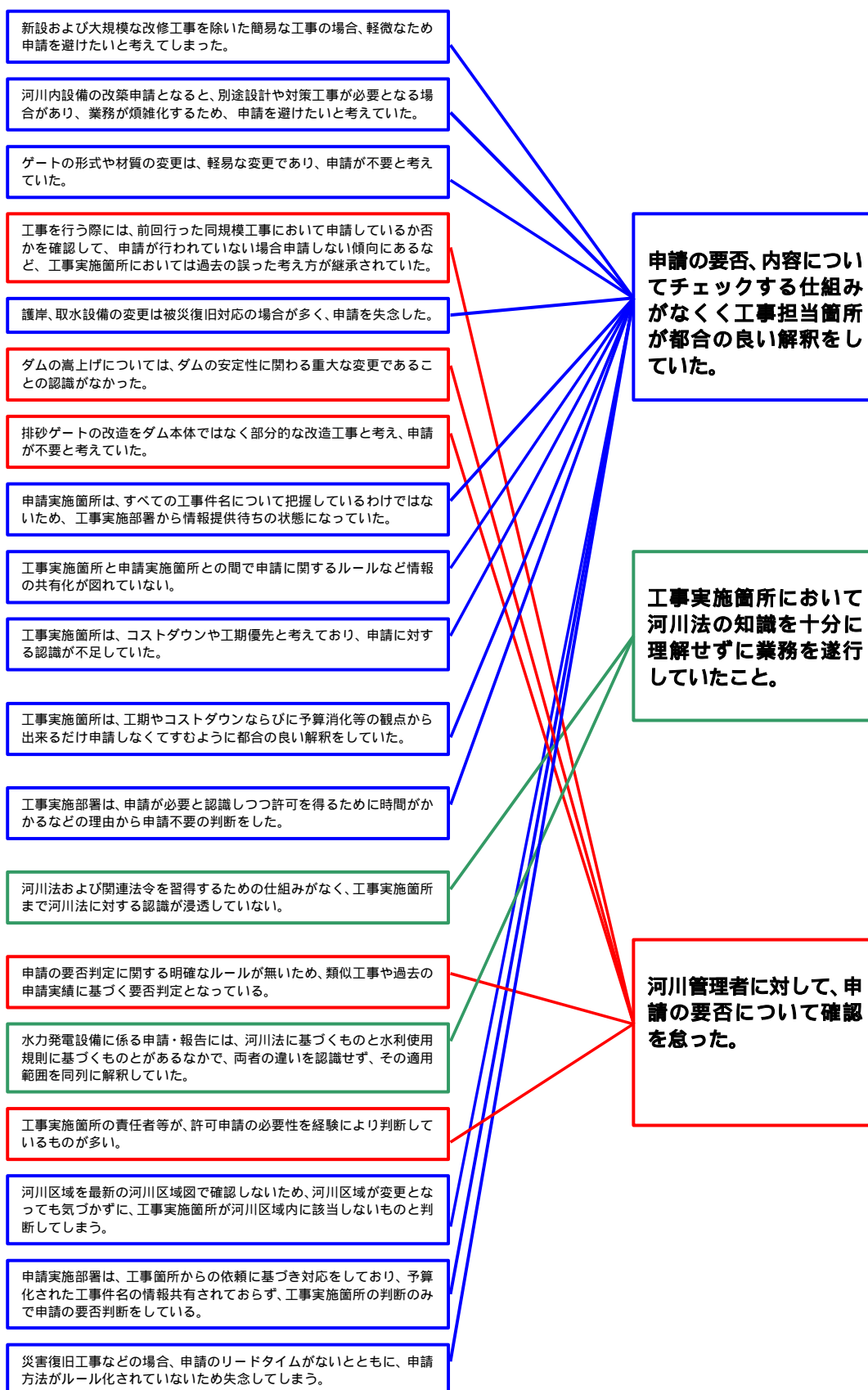


表-6 問題点の整理



3 再発防止策

- ・ 前項の原因に対して、今の時点で何が足りないのかを検証したうえで、今後の再発防止に必要な取り組みを次のとおり策定した。
- ・ なお、今回策定した対策のうち、当社のみで解決できない部分については、法令に関する所要の措置や現場の実態に応じた細目の協議など、関係当局のご協力をいただきながら進めさせていただきたい。

(1) 社内における申請業務をチェックする制度の整備

- ・ 申請業務においては、これまでは工事実施箇所の独自の判断で行っており、法令に基づく適正な申請が行われているか否かをチェックするという視点が欠けている。

対策：法令に基づく適正な申請についてチェックする制度の整備

- ・ 予算決定後、工事実施箇所は、申請実施箇所に対して工事内容の説明を行うとともに、申請の要否に関する調整を行うこととする（別紙-1）。この旨をマニュアルに追記。
- ・ 工事実施に伴う関連法令のチェック表を組み込んだ工事経歴台帳を整備し、工事実施時における法令を遵守した業務遂行風土の定着を図る（別紙-2）。

(2) 河川法に関する教育を行う仕組みの整備

- ・ 申請の要否判断を行う前提となる河川法および関連法令の習得と、遵法意識徹底のための教育の仕組みが欠けている。

対策：河川法および関連法令を習得するための仕組みの構築

- ・ 工事実施箇所の社員に対する河川法および関連法令に関する定期的な教育の実施。
- ・ 本店で行われる技術検討会の中で、最近の申請事例について紹介するとともに、データベース化して、情報共有を図る。

(3) 申請要否の判定ルールの明確化

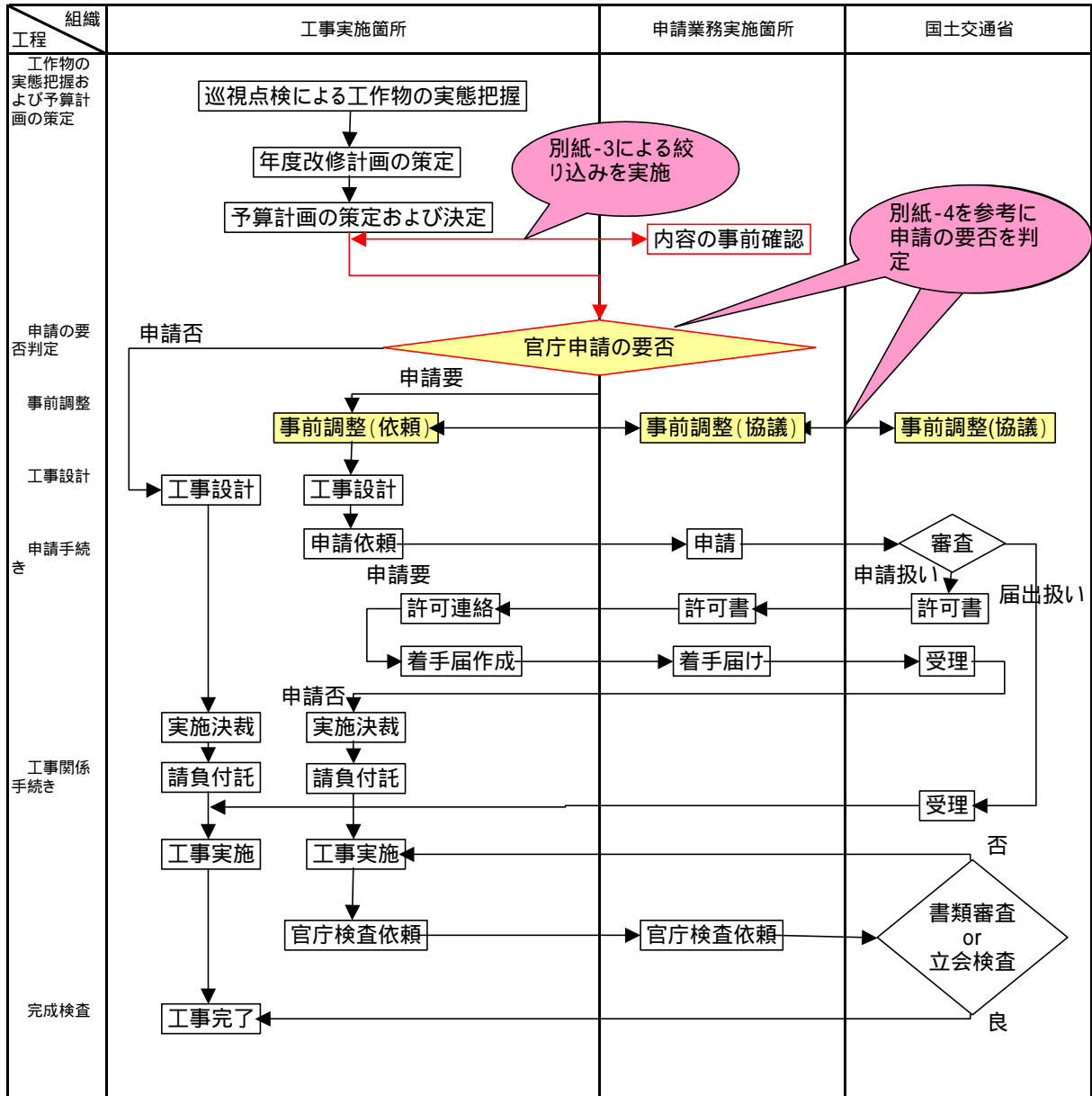
- ・ 申請の要否判定については、工事実施箇所において担当者の判断ならびに管理者の経験等に基づき実施しており、申請の要否を判定するための明確なルールが欠けている。

対策：申請の要否判断が容易に出来るよう、河川管理者の指導を得たうえで、「申請要否判断フロー」等を定める。

- ・ 申請要否判断フローを、マニュアルに追加し、申請要否判断のルールを明確にする（別紙-3）。
- ・ 申請対象設備および範囲を明確化した表を作成し、マニュアルに追加する（別紙-4）。
- ・ 水利使用許可申請書類に記載する工作物および記載項目について標準化を図る（別紙-5）。
- ・ 緊急工事や設計変更時の申請の取り扱い方法について明確にする。

以上

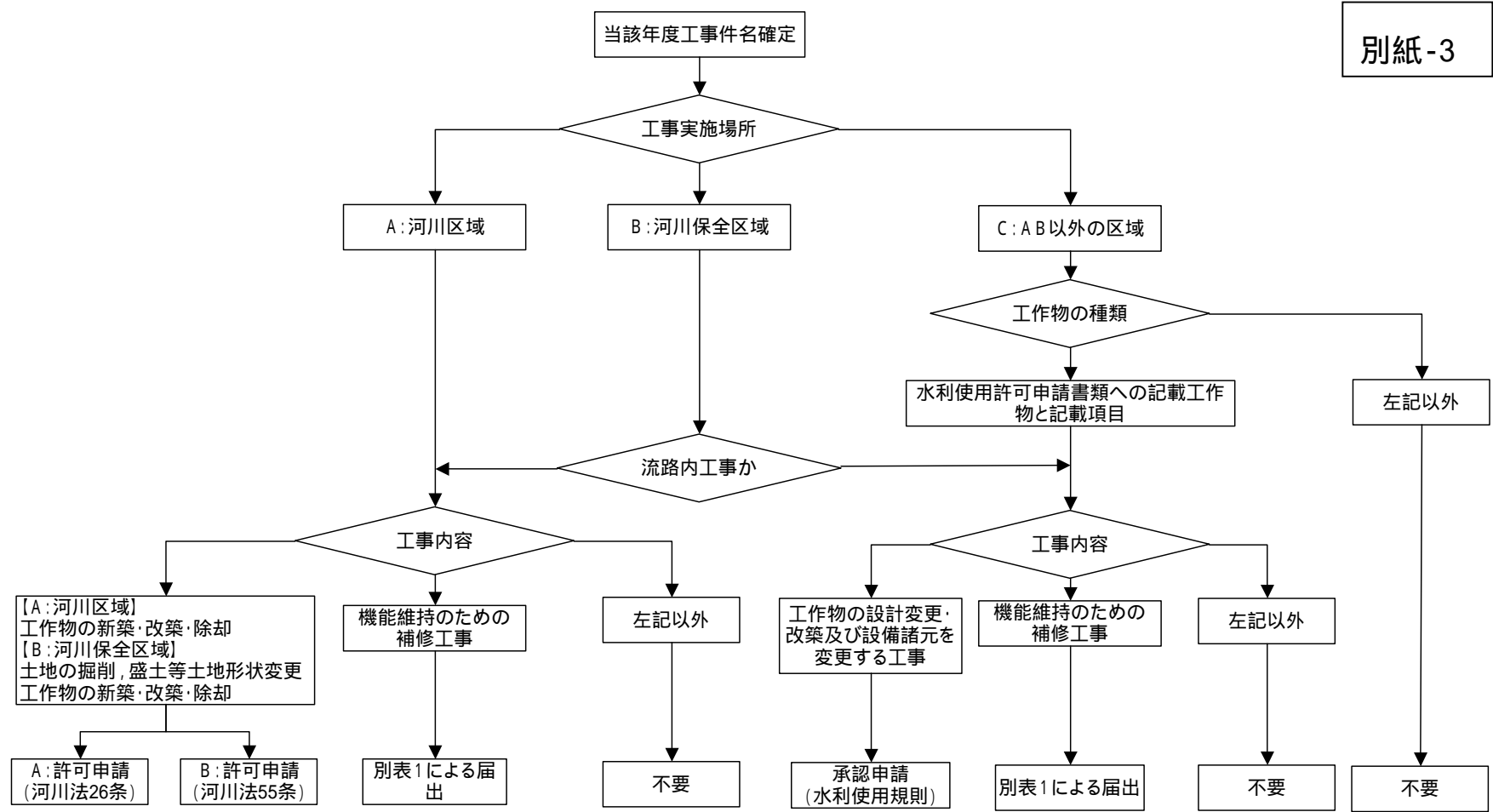
河川法申請業務の流れ（見直し後）（案）



平成 年度（工事経歴台帳）

工事経歴台帳

工事件名	工期		停止期間		工事目的	工事概要	申請関係 (河川法条文・ 水利使用規則)	備考	手続き方法の確認結果						期間更新図面書 との変更点	
	協議 月日	関係 法令	申請 月日	届出 届出 月					届出 月	不要	有・無	変更点				
発電所 × × 沢調整池ITV設置工事	H17.10	H17.11			ITVを設置し、公衆災害の未 然防止を図る	カメラ設置 1台 受送電装置設置 1台	河川法26条		4/25	26-1	1/5	1/30	-	-	-	-
発電所沈砂池 排砂ゲート修繕工事	H17.11	H17.12			劣化箇所の修繕を実施す る。	扉体・戸当たり修繕 1式	水利使用規則		4/25						無	



河川法申請要否判断フロー（案）

届出対象となる設備ならび範囲（案）

機能維持のための補修工事			届出要否		備考	
			河川区域	保全区域 流路		
コンクリート構造物	ダム本体修繕(排砂路、管理橋、橋脚、角落し含む)			-	管理橋のうち、河川の通水能力、ゲートの操作に支障を与えない修繕は届出から除く	
	床止め修繕			-		
	護岸の修繕			-		
	取水口、取水口排砂路、取水口余水路修繕			×		
	沈砂池、沈砂池排砂路、沈砂池余水路修繕			×		
放水口修繕				×		
取水量、ダム水位を計測している水位計（波防管含む）の取替					同種・同型への取替は含まない。	
鋼構造物	洪水ゲート	扉体	全体取替		-	ハイダムの扉体、巻上機の取替は許可申請 塗装のうち河川内に設置する仮設を伴うものは除く
			部品取替・修繕		-	
			戸当り取替		-	
			戸当り修繕		-	
			塗装	×	-	
	巻上機	全体取替		-		
		部品取替・修繕		-		
		塗装	×	-		
	制御盤取替			×	-	
	その他のゲート	扉体	全体取替		×	
			部品取替・修繕	×	×	
			戸当り取替		×	
			戸当たり修繕	×	×	
			塗装	×	×	
		巻上機	全体取替		×	
			部品取替・修繕	×	×	
	制御盤取替			×	×	
スクリーン		本体取替		×		
		本体修繕、塗装	×	×		
除塵機		本体取替		×		
		本体修繕、塗装	×	×		
点検整備		分解点検、グリス塗布等	×	×		
導水路、沈砂池、水そう、放水路	モルタル補修			×		
	コンクリート背面グラウト			×		
	モルタル、コンクリート吹付					
	インバート補修			×		
	チャッキバルブ、距離表等の設置、撤去			×		
水圧鉄管	鉄管取替			-		
	塗装			-		
	点検整備	不良部品(パッキン含む)取替		×		
水車 (入口弁、ケーシング、ランナ、制圧機、ドラフト)	理論水力(落差)に変更のない工事		×	×		
	形式変更のないランナ取替		×	×		
	修繕		×	×		
発電所	発電所建屋内の工事・点検		×	×		
	開閉設備に係る電気工事・点検		-	×		
付属設備	管理所、見張所、操作室、発電所建屋の建物修繕		×	×		
	橋梁の修繕		×	×		
その他設備	監視カメラ、安全柵、手摺、量水標、照明、タラップ、発電運用の水位計		設置		×	
			取替	×	×	

注 上表に記載のない修繕工事は、記載の工事内容から判定することを基本とするが、迷った場合には河川管理者に確認する。

水利使用許可申請書類への記載工作物と記載項目（案）

名称又は種類	工作物を構成する設備名称	構造又は能力	占用面積
ダム	ダム（えん堤）本体	型式、高さ、堤頂長	
	護岸（占用範囲内にあるもの）	型式、高さ、延長	
	洪水門扉、排砂門扉、余水門扉、バルブ	型式、有効幅、有効高、門数	
取水口	取水口、排砂路、余水路、護岸（占用範囲内にあるもの）、除塵機	型式、幅員、延長	
	制水門扉、排砂門扉、余水門扉、スクリーン	型式、有効幅、有効高、門数	
導水路	開きよ、暗きよ、トソ、水路橋、水路管、排砂路、余水路、サイフォン	型式、幅員（径）、高さ、延長	
	制水門扉、排砂門扉、余水門扉	型式、有効幅、有効高、門数	
沈砂池	沈砂池、排砂路、余水路	型式、幅員、高さ、延長	
	制水門扉、排砂門扉、余水門扉、スクリーン	型式、有効幅、有効高、門数	
水槽	水槽、サージタンク、排砂路、余水路	型式、幅員、高さ、延長	
	制水門扉、排砂門扉、余水門扉、スクリーン	型式、有効幅、有効高、門数	
水圧管路	水圧鉄管	型式、内径、材質、管厚、延長、条数	
発電所	発電所	型式	
	水車、発電機	型式、台数	
放水路 (放水口含む)	放水路、放水池、放水口		
	制水門扉、排砂門扉	型式、有効幅、有効高、門数	
付属設備	河川区域にある主要工作物 (例)ダム管理所、見張所	型式	
	橋りょう	型式、幅員、延長	